



愛媛県報

発行 愛媛県

平成26年11月7日金曜日 第2621号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 933

指定医療機関の変更..... (") ... 933

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 933

指定施術機関の廃止の届出..... (") ... 934

指定医療機関の再開の届出..... (") ... 934

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更..... (") ... 934

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 934

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 934

地域森林計画案の公表..... (林業政策課) ... 935

地域森林計画の変更案の公表(4件)..... (") ... 935

保安林の指定施業要件の変更予定に係る掲示..... (森林整備課) ... 935

愛媛県建設工事請負業者選定要領の一部改正..... (土木管理課) ... 935

公共測量の実施の通知..... (道路維持課) ... 943

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (東予地方局環境保全課) ... 943

瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (") ... 943

指定道路の指定..... (東予地方局四国中央土木事務所) ... 944

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課) ... 944

開発行為に関する工事の完了..... (中予地方局建築指導課) ... 945

指定障害福祉サービス事業者の指定..... (南予地方局地域福祉課) ... 945

指定一般相談支援事業者の指定..... (") ... 946

道路の供用開始(一般国道381号)..... (南予地方局管理課) ... 946

道路の区域変更(県道鳥井喜木津線)..... (南予地方局八幡浜土木事務所) ... 946

公 告

争議行為の通知の公表..... (労政雇用課) ... 947

平成27年度及び平成28年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... (土木管理課) ... 947

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 952

告 示

○愛媛県告示第1225号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひかり歯科医院	今治市登畑甲131番地1	平成26年9月1日
フロンティア薬局宇和れんげ店	西予市宇和町永長125番地1	平成26年9月20日
西予市立西予市民病院	西予市宇和町永長147番地1	平成26年9月21日

○愛媛県告示第1226号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関の名称が、次のように変更された。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
(变更后) 西予ひまわり薬局	西予市宇和町永長123-3	平成26年10月1日
(变更前) ひまわり薬局		

○愛媛県告示第1227号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ハッピー薬局松前店	伊予郡松前町筒井400-1	平成26年8月31日
ひかり歯科医院	今治市登畑甲131番地1	平成26年8月31日
フロンティア薬局卯之町店	西予市宇和町卯之町一丁目404番地	平成26年9月19日

○愛媛県告示第1228号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により指定した施術機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 名 称 所 在 地	廃 止 年 月 日
富永清電	蘭松前店 伊予郡松前町北黒田613-15	平成26年8月31日

○愛媛県告示第1229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように再開した旨の届出があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
寺井歯科医院	宇和島市新田町1-2-38	平成26年9月4日

○愛媛県告示第1230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人亀天会	西条市三芳1535番地1	西条市在宅介護支援センター亀天荘	(変更後) 西条市三芳1535番地1	平成25年4月1日
			(変更前) 西条市大野190-1	

○愛媛県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	平成26年6月1日
品川勝美	今治市桜井二丁目5番7号	ひかり歯科医院	今治市登畑甲131-1	平成26年8月31日

○愛媛県告示第1232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（介護予防事業者）から、介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
品川勝美	今治市桜井二丁目5番7号	ひかり歯科医院	今治市登畑甲131-1	平成26年8月31日

○愛媛県告示第1233号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、東予地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を東予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1234号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局産業経済部今治支局森林林業課及び中予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1235号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1236号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県第1239号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領の規定は、平成27年度以降の格付けについて適用し、平成26年度の格付けについては、なお従前の例による。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（業者の格付け）</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件のすべてを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したのものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出をしていること（これらの規定が適用されない場</u></p>	<p>（業者の格付け）</p> <p>第3条 格付けは、次に掲げる要件のすべてを満たす者で建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）を提出したのものについて行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p>

○愛媛県告示第1237号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局産業経済部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第1238号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成26年8月愛媛県告示第960号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町高田丁627の2	千葉県市川市二俣678番地 中 田 悦 司	森林所有者

- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

合を除く。)。

(5) 省略

2・3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第4条 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1)~(5) 省略

(6) 前条第1項第4号の要件を満たすことを証する書類(前号の書類により当該要件を満たすことを確認できない場合に限る。)

2 省略

3 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書提出後、次の各号(本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第6号までに限る。)に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(格付けの抹消)

第6条 建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は同法第29条若しくは第29条の2第1項の規定により許可を取り消されたときは、格付けを抹消する。

(4) 省略

2・3 省略

(建設工事入札参加資格審査申請書等)

第4条 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。

(1)~(5) 省略

2 省略

3 前条第1項の建設工事入札参加資格審査申請書提出後、次の各号(本県に主たる営業所を有する業者にあつては、第1号から第6号までに限る。)に掲げる事項について変更が生じたとき、又は本県に主たる営業所を有しない業者が建設業法第29条若しくは第29条の2 _____ の規定により許可を取り消されたときは、建設工事入札参加資格審査申請書変更届出書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(1)~(8) 省略

(格付けのまつ消)

第6条 建設業法第12条各号のいずれかに該当することとなつたとき、又は同法第29条若しくは第29条の2 _____ の規定により許可を取り消されたときは、格付けをまつ消する。

様式第1号を次のように改める。

13 役職員数					
常勤の役員	従業員数				
	技術関係職員		事務職員	計	
	有資格者	その他職員			
人	人	人	人	人	
14 満30歳未満及び女性の技術関係職員数					
満30歳未満の技術関係職員		人	女性の技術関係職員		
			人		
15 地域貢献活動の状況					
	活動の概要	主催者	活動期間	活動人数	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
16 本県との非常事態に関する協定に基づく応急対策業務の実績					
協定の名称			実施期間	年 月 日から	
業務内容				年 月 日まで	
17 エコアクション21認証・登録状況					
認証・登録の有無	有 ・ 無（該当するものを○で囲むこと。）		認証・登録年月日	年 月 日	
18 労働福祉の状況（該当するものを○で囲むこと。）					
雇用保険加入状況	加入 ・ 適用除外	健康保険加入状況	加入 ・ 適用除外	厚生年金保険加入状況	加入 ・ 適用除外
就業規則への育児休業制度の規定状況			規定している ・ 規定していない		
次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定状況			策定している ・ 策定していない		
19 建設業労働災害防止協会（建災防）への加入状況					
加入の有無	有 ・ 無（該当するものを○で囲むこと。）		加入年月	年 月	
20 第三者賠償責任補償保険（年間包括契約に限る。）への加入状況					
加入の有無	有 ・ 無（該当するものを○で囲むこと。）		填補限度額	身体賠償	万円
保険期間（補償期間）	年 月 日から 年 月 日まで			財物賠償	万円
21 不当要求防止責任者講習受講状況					
受講者氏名			受講年月日	年 月 日	

22 建設機械の保有状況						台	
23 障害者雇用状況							
(1) 障害者の雇用義務							
義務の有無	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと。)						
(2) 障害者の雇用義務がある者の雇用義務の達成状況 (上記(1)で「有」を○で囲んだ場合に限り記入すること。)							
達成の状況	達成している ・ 達成していない (該当するものを○で囲むこと。)						
(3) 障害者の雇用の有無 (上記(1)で「無」を○で囲んだ場合に限り記入すること。)							
雇用の有無	有 ・ 無 (該当するものを○で囲むこと。)						
(4) 雇用障害者情報							
個別状況	身体障害者手帳等の番号			障害等級又は程度			
1							
2							
3							
4							
5							
24 愛媛県に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況							
(1) 親会社 (有 ・ 無) (該当するものを○で囲むこと。)				(2) 子会社 (有 ・ 無) (該当するものを○で囲むこと。)			
商号又は名称	許可番号	住 所	商号又は名称	許可番号	住 所		
(3) 役員の兼任 (有 ・ 無) (該当するものを○で囲むこと。)							
役職	氏 名	許可番号	兼任先の商号又は名称	兼任先役職			
25 工事種類別発注者別年間平均完成工事高							
○対象期間 年 月 日から 年 月 日まで (年 平均)	工事種類	発注者	公共 (官公署、公社等)	民 間			合 計
			元 請	元 請	下 請	小 計	
		土木一式工事	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		建築一式工事					
		その他					
		合 計					

26 工事種類別発注者別完成工事高										
(A) 直前第1年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共 (官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										
(B) 直前第2年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共 (官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										
(C) 直前第3年度 (年 月から 年 月まで) 決算より										
工事種類	発注者	公共 (官公署、公社等)					民間			合計
		元 請					元 請	下 請	小 計	
		国	愛媛県	市 町	その他	小計				
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
許可に係る建設工事	土木一式工事									
	建築一式工事									
その他										
年 計										

30 表彰受賞歴			
表彰の種類	受賞年月日	備考 (業種、工事名)	
31 監督処分及び入札参加資格停止措置の状況			
実施行政庁	処分等の年月日	処分等の内容・期間	処分等の理由
32 主要取引金融機関名 (支店名まで記入すること。)			
		普通・当座	
		普通・当座	
		普通・当座	
		普通・当座	
		普通・当座	
33 入札、見積り、契約及び契約に基づく行為に使用する印鑑			
使用印		実印	

○愛媛県告示第1240号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、松山地方方法務局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成に伴う基準点設置作業）
2 作業期間 平成26年11月25日から平成27年2月27日まで
3 作業地域 松山市持田町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目紅葉町及び道後公園の全部

○愛媛県告示第1241号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県西条保健所長 武方誠二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉雅和
2 事業場の名称及び所在地
住友化学株式会社愛媛工場菊本地区
新居浜市菊本町一丁目10番1号
3 特定施設に関する事項
Z-901 LBRろ過機

Table with 2 columns: 特定施設の種別, 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第37号八ろ過施設. 内容: 特定施設の能力 (1日当たり2.5トン処理), 設置年月日 (平成3年7月1日), 特定施設の使用時間間隔 (間欠), 特定施設の1日当たりの使用時間 (12時間), 特定施設の使用の季節的変動の概要 (年間90日使用予定), 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値 (水素イオン濃度, 化学的酸素要求量, 浮遊物質量, 窒素含有量).

Table with 2 columns: 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル), 通常 (2.2), 最大 (2.6). Includes りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) with values 通常 1以下, 最大 1以下.

備考 汚水等は、新居浜地区のNBT新居浜総合排水処理施設にて処理する。

4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) No.1排水口

Table with 2 columns: 汚水等の汚染状態の値, 通常, 最大. Rows include: 水素イオン濃度 (水素指数) [7.0~7.5, 6.5~8.0], 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [11.2, 20.0], 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [15, 27], 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [4, 15], りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [1, 5], 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) [20.474, 27.557].

(2) No.3排水口

Table with 2 columns: 汚水等の汚染状態の値, 通常, 最大. Rows include: 水素イオン濃度 (水素指数) [7.0~8.0, 7.0~8.5], 化学的酸素要求量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [13.0, 19.5], 浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [33, 47], 窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [1.9, 10], りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム) [1, 7], 汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル) [36.902, 40.748].

備考 この他に、雨水排水口が18箇所ある。

○愛媛県告示第1242号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造

等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

住友化学株式会社
東京都中央区新川二丁目27番1号
代表取締役社長 十倉 雅和

2 事業場の名称及び所在地

住友化学株式会社愛媛工場新居浜地区
新居浜市惣開町5番1号

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第24号イ、ロ、ニ及びホ、第27号イ、ロ、ハ、ヌ及びル、第32号イ、ロ及び二、第33号ロ、ハ及びヌ、第35号イ、ロ及びハ、第37号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヌ、ヨ及びタ、第46号イ、ロ及び二、第71号の4並びに第74号

4 変更しようとする事項の内容

排水の汚染状態及び量

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 西総合排水口

変更なし

(2) 東総合排水口

変更なし

備考 この他に雨水排水口が34箇所(今回2箇所廃止し、1箇所新設する。また、1箇所位置を変更する。)ある。

○愛媛県告示第1243号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成26年11月7日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

平成26年10月24日

3 指定道路の位置

四国中央市寒川町字原口2055番2、2055番4、2055番6、2055番7及び2055番8の一部

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 48.90メートル

(2) 幅員 6.00メートル

○愛媛県告示第1244号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県中予保健所長 三 木 優 子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地

取締役社長 木下孝幸

2 工場の名称及び所在地

ヤマキフーズ株式会社
伊予郡松前町大字大間235番地

3 特定施設に関する事項

Table with 3 columns: 特定施設の種類の, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日, 工事の完成予定年月日, 使用開始の予定年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要, 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値, 汚水等の1日当たりの量

備考 汚水等の量は、事業場内の湯煮施設から排出される量の合計

4 汚水等の処理施設に関する事項

Table with 2 columns: 設置年月日, 処理施設の種類の, 処理施設の型式, 処理施設の構造, 処理施設の主要寸法

処理施設の能力	1日当たり270立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和処理、活性汚泥処理及び凝集沈殿処理		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	有り		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 800	通常 15 最大 20
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10	通常 1 最大 1.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 241 最大 258.7	通常 241 最大 258.7

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 第5排水口(合併浄化槽排水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 309 最大 411.3

(2) 第6排水口(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7
	浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.5
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 741 最大 908.7

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1245号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成26年11月7日

愛媛県中予地方局長 松 森 陽太郎

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
26中局建(開)第26号 平成26年10月28日	伊予郡松前町大字上高柳字久保田428番1	茨城県石岡市小幡4546番地 宮 田 歩

○愛媛県告示第1246号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成26年11月7日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋一郎

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 年 月 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3813600123	一般社団法人うちこ就労支援福祉会	愛媛県喜多郡内子町五十崎甲918番地	佐野善徳	就労継続支援B型	ほうしこ作業所	愛媛県喜多郡内子町城廻613番地1	平成26年11月1日
3814000265	NPO法人CASA JOHANNE 三ハネの家	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城1976番地	岡澤朋子	生活介護	NPO法人CASA JOHANNE 三ハネの家	愛媛県南宇和郡愛南町御荘菊川1158番地2	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1247号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、次のとおり指定一般相談支援事業者を指定した。

平成26年11月7日

愛媛県南予地方局長 稲田 洋一郎

事業者番号	指定一般相談支援事業者			指定地域相談支援の種類	指定一般相談支援事業所		指 年 月 定 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3830400242	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上村容志枝	地域移行支援	相談支援事業所 地域活動支援センターくらじら	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成26年11月1日
3830400242	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	上村容志枝	地域定着支援	相談支援事業所 地域活動支援センターくらじら	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地106番地	平成26年11月1日

○愛媛県告示第1248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一般国道	381号	北宇和郡松野町大字蕨生1239番2から 同大字1243番4まで	平成26年11月7日

○愛媛県告示第1249号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町三机乙3526番2から 同町三机乙3538番2まで	旧	メートル 3.9~19.2	キロメートル 0.170	
			新	15.8~31.0	0.170	
"	"	西宇和郡伊方町三机乙3804番1地先から 同町三机乙3788番2まで	旧	4.0~47.8	0.083	
			新	19.4~56.2	0.083	
"	"	西宇和郡伊方町三机乙3587番6	旧	11.1~14.8	0.016	
			新	13.2~16.6	0.016	

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成26年10月31日あったので公表する。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成26年度年末一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成26年11月11日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 創精会	松山市美沢1-10-38
医療法人 敬愛会久米病院	松山市南久米723
特定医療法人 清和会和ホスピタル	松山市柳原739
一般財団法人 真光会	松山市南高井1491
医療法人 北辰会西条市民病院	西条市小松町妙口甲1521
一般財団法人 新居浜精神衛生研究所 財団新居浜病院	新居浜市松原町13-47
医療法人 十全会十全第二病院	新居浜市角野新田町1-1-28
八幡浜医師会立双岩病院	八幡浜市若山4番耕地163

- 4 概要 前記記載の場所においてあらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

○公 告

平成27年度及び平成28年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随意契約の見積り（以下「競争入札等」という。）に加わろうとする者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

平成26年11月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 工事種別

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 大工工事
- (4) 左官工事
- (5) とび・土工・コンクリート工事
- (6) 石工事
- (7) 屋根工事
- (8) 電気工事
- (9) 管工事
- (10) タイル・れんが・ブロック工事
- (11) 鋼構造物工事
- (12) 鉄筋工事
- (13) 舗装工事
- (14) しゅんせつ工事
- (15) 板金工事
- (16) ガラス工事

- (17) 塗装工事
- (18) 防水工事
- (19) 内装仕上工事
- (20) 機械器具設置工事
- (21) 熱絶縁工事
- (22) 電気通信工事
- (23) 造園工事
- (24) さく井工事
- (25) 建具工事
- (26) 水道施設工事
- (27) 消防施設工事
- (28) 清掃施設工事

2 建設工事に係る競争入札等に加わることができない者

- (1) 当該競争入札等に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

3 資格

- (1) 競争入札等に加わることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号。以下「業者選定要領」という。）第2条の規定による等級別格付け（以下「格付け」という。）をされた者

イ 愛媛県建設工事共同企業体事務取扱要綱（平成6年11月愛媛県告示第1275号。以下「共同企業体要綱」という。）第12条第2項において例によることとされる業者選定要領の規定による格付けをされた経常建設共同企業体

ウ 共同企業体要綱第5条から第9条までに定める資格要件を満たすものとして、共同企業体要綱第11条第2項の通知を受けた特定建設工事共同企業体（特定建設工事共同企業体に加わることができる競争入札等の場合に限る。）

- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間に於いて、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

4 申請の時期

平成26年11月17日（月）から12月19日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時申請を受け付けるが、この場合には、競争入札等に間に合わないことがある。

また、特定建設工事共同企業体に係る申請は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告の日以後に受け付ける。

5 申請書類の請求先、提出先及び提出方法

- (1) 請求先

県のホームページのえひめの土木

（<http://www.pref.ehime.jp/h40180/5739/index.html>）からダウンロードするか、又は別表の提出先に請求する。

- (2) 提出先及び提出方法

別表の提出先に持参して提出するものとする。

(3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体に係る申請書類の請求先及び提出先は、共同企業体要綱第10条の規定による特定建設工事共同企業体による競争入札の公告に定めるところによる。

6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

(1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。

(2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

7 特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとする者の取扱い

(1) 特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年愛媛県規則第69号）第1条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札等に加わろうとする者は、申請書類を提出する際に、特定調達契約に係る競争入札等参加表明書（様式第1号。以下「参加表明書」という。）を提出すること。ただし、申請書類を提出した後において、特定調達契約に係る競争入札等に加わろうとするときは、随時、参加表明書のみを提出すること。

(2) 参加表明書を提出した者には、資格の審査結果を特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書（様式第2号）により通知する。

8 資格の効力

資格は、平成27年度及び平成28年度の建設工事に係る競争入札等について効力を有する。ただし、特定建設工事共同企業体に係る資格は、当該特定建設工事共同企業体を結成して加わろうとする競争入札等について効力を有する。

9 平成29年度及び平成30年度の資格審査

平成29年度及び平成30年度の建設工事に係る競争入札等に加わろうとする者の資格については、平成28年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

10 問合せ先

愛媛県土木部管理局土木管理課建設業係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2644

別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の所在地
愛媛県土木部管理局土木管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2644	県外及び測量・建設コンサルタント等
愛媛県東予地方局四国中央土木事務所用地管理課 〒799 - 0404 四国中央市三島宮川四丁目6番53号 電話番号 0896 - 24 - 4455 (内線255)	四国中央市
愛媛県東予地方局建設部管理課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地1 電話番号 0897 - 56 - 1300 (内線407)	新居浜市及び西条市
愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500 (内線262)	今治市及び越智郡
愛媛県中予地方局建設部管理課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111 (内線417)	松山市、伊予市、東温市及び伊予郡
愛媛県中予地方局久万高原土木事務所用地管理課 〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万571番地1 電話番号 0892 - 21 - 1210 (内線415)	上浮穴郡
愛媛県南予地方局大洲土木事務所事業管理課 〒795 - 8504 大洲市田口甲425番地1 電話番号 0893 - 24 - 5121 (内線306)	大洲市及び喜多郡
愛媛県南予地方局八幡浜土木事務所管理課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111 (内線406)	八幡浜市及び西宇和郡
愛媛県南予地方局西予土木事務所事業管理課 〒797 - 0015 西予市宇和町卯之町四丁目445番地 電話番号 0894 - 62 - 1331 (内線282)	西予市
愛媛県南予地方局建設部管理課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211 (内線407)	宇和島市及び北宇和郡
愛媛県南予地方局愛南土木事務所用地管理課 〒798 - 4194 南宇和郡愛南町御荘平城3048 電話番号 0895 - 72 - 1145 (内線233)	南宇和郡

様式第1号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

特定調達契約に係る競争入札等参加表明書

年 月 日

愛媛県知事 様

郵便番号 □□□—□□□□

主たる営業所の所在地

商号又は名称

代表者又は個人の氏名

⑩

電話 () —

番

参加を希望する工事種別

様式第2号(7関係) 特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

特定調達契約に係る競争入札等参加資格審査結果通知書

第 号
年 月 日

商号又は名称

代表者又は個人の氏名 様

愛媛県知事

印

1 資格の有無

工 事 種 別	資 格 の 有 無

2 有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成26年11月7日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,176,483
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,530
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 247,061

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,609	14,537
南宇和郡	20,247	6,749
松山市・上浮穴郡	429,798	138,300
今治市・越智郡	143,795	47,932
宇和島市・北宇和郡	81,942	27,314
八幡浜市・西宇和郡	40,573	13,525
新居浜市	100,865	33,622
西条市	92,298	30,766
大洲市・喜多郡	53,451	17,817
伊予市	31,782	10,594
四国中央市	75,128	25,043
西予市	35,007	11,669
東温市	27,988	9,330